

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### コロナ禍の影響により業績が悪化した場合に行う役員給与の減額

##### 《内容》

関与先のA社は、ライブハウス事業を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、イベント等の開催中止の要請があったことで、今後、数か月間先まで開催を予定していた全てのイベントがキャンセルとなりました。

その結果、予定していた収入が無くなり、毎月の家賃や従業員の給与等の支払いも困難な状況であることから、A社では、従業員の希望退職を募るとともに、役員3名の月額給与について令和2年2月支給分から各50万円合計150万円を減額する旨の改定決議を行い実行しました。

法人税の取扱いでは、年度途中で役員給与を減額した場合、定期同額給与に該当せず、損金算入が認められないケースもあると聞いています。

そこで、A社のような事情によって役員給与を減額した場合、その役員給与は定期同額給与に該当し、損金算入することができるのでしょうか。

### 『答』

A社が行う役員給与の減額改定については、業績悪化改定事由による改定に該当するものと考えられます。したがって、改定前に定額で支給していた役員給与と改定後に定額で支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、損金算入することができます。

#### (解説)

##### 1 定期同額給与の事業年度中途における改定については

- (1) 事業年度開始日の属する会計期間開始の日から3月経過日までにされた定期給与の額の改定(法令69①一イ、いわゆる「通常改定」)
- (2) 役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情によりされたこれらの役員に係る定期給与の額の改定(令69①一口、いわゆる「臨時改定事由による改定」)
- (3) 法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由によりされた定期給与の額の

改定（令69①一ハ、いわゆる「業績悪化改定事由による改定」）

のいずれかに該当する場合は、改定前と改定後のそれぞれの定期給与が定期同額給与として損金の額に算入されることとされています（法34①一、法令69①一）。

- 2 基本的には、上記1のように定期同額給与の事業年度中途における改定は上記の要件に該当する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年3月（令和2年5月15日更新）に国税庁から「国税における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」が発表され、業績の悪化が見込まれるために行う役員給与の減額の改定ケースにおいても、現状では、売上などの数値的指標が著しく悪化していないとしても、新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、A社が営業を行う地域では観光需要の著しい減少も見受けられることと思われ、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が防止されない限り、減少した観光客等が回復する見通しも立たないことから、現時点において、経営環境は著しく悪化しているものと捉えて、そのことを前提として「業績悪化改定事由」による改定に該当するとして容認されました。
- 3 そのため、役員給与の減額等といった経営改善策を講じなければ、客観的な状況から判断して、急激に財務状況が悪化する可能性が高く、今後の経営状況が著しく悪化することが不可避と考えられるような場合で、A社のような役員3名の定期給与の額を令和2年2月支給分から各50万円、合計150万円を減額する給与改定は、業績悪化改定事由による改定に該当すると捉えられ、今回の減額改定の前後の定期給与については、いずれも定期同額給与として損金の額に算入することができます。

## 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。